

令和8年8月20日

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月1日管理規程第4号）第9条の規定に基づき、令和8年8月20日付けで、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

被処分者	指定番号 第487号 住所 小城市三日月町道辺210-1 名称 株式会社 R・T e c 代表者氏名 木寺 亮
処分の内容	指 定 の 停 止 (令和8年8月20日から令和8年9月19日まで 1月)
違反行為の根拠規定	水 道 法 第 2 5 条 の 1 1 第 1 項 第 1 号 佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程第8条第1項第2号
処分の原因となる事実及び理由	・企業団の承認を受けずに工事を施工した。